

平成 22 年第 4 回（12 月）川口市議会定例会

総務常任委員会 委員長報告（平成 22 年 12 月 20 日）

委員長 宇田川好秀

それでは、当委員会に審査を付託されました諸議案につきまして、その審査概要と結果を順次御報告申し上げます。

初めに、歳出の部、第 2 款「総務費」及び歳入の部、第 16 款「財産収入」、第 19 款「繰越金」及び第 20 款「諸収入」並びに、第 3 条第 3 表「債務負担行為補正」のうち、当委員会の所管事項についてを一括議題といたしましたところ、まず、雑入にかかわり、県中央広域行政推進協議会清算金の積算方法について問われ、これに対して、協議会の平成 22 年度への繰越金を人口割 7、均等割 3 で按分し、さらに、人口割額を、構成する各自治体の人口割合に応じて配分した金額と、均等割額を構成自治体数で割った額との合計が清算金額となっており、この按分割合は、構成自治体から協議会への負担金の積算方法と同じであるとのこと。

また、第 3 条第 3 表債務負担行為にかかわり、川口駅前市民ホールの金額が 5 年前と比べて減となった理由について問われ、これに対して、今回公募を行うにあたり、平成 19 年度から 21 年度の収支実績の平均値から、上限額を設定しているとともに、最低限度額を設けたことにより、この額で提案があり減額となっているとのことでありました。

このほか、繰越金にかかわり、補正後の前年度決算剰余金の残額について等、質疑応答の後、一括採決の結果、歳出の部、第 2 款及び、歳入の部、第 16 款、第 19 款及び第 20 款並びに、第 3 条第 3 表は、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第 137 号「埼玉県中央広域行政推進協議会の廃止について」を議題といたしましたところ、まず、廃止と決定された理由について問われ、これに対して、総務省において、広域行政圏施策は当初の役割を終えたものとして、平成 21 年 3 月に広域行政圏計画策定要綱が廃止され、今後の広域連携の枠組みは関係自治体の自主性に任せられるこ

とになったことを契機に、今後の協議会のあり方について検討を重ねた結果、市町村合併が推進されたことにより、協議会の設置当初に想定した圏域が地域の実情に合わなくなっていること、また圏域内にある2つの任意協議会が有効に機能していることなどを総合的に勘案し、所期の目的を達成したことから廃止するとの結論に至ったものであるとのこと。

このほか、県内の他の広域行政圏の動向について、質疑応答の後、採決の結果、本案は起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第115号「工事請負契約の締結について（戸塚環境センター西棟3・4号炉大規模改修工事）」を議題といたしましたところ、まず、随意契約とした理由について問われ、これに対して、今回の大規模改修工事については、2炉あるうちの1炉を稼働しながら行なうものであり、既存の設備を極力生かして、修繕ができない部分だけ取り換えるものである。この交換部品について、特許技術が使用されていることから設置業者との随意契約となったものであるとのこと。

また、今回の改修工事で処理能力は、どの程度回復するのかと問われ、これに対して、現在の処理能力は、2炉で1日210トン程度であるが、これを元々の処理能力である300トンまで回復するとのことでありました。

このほか、回復した性能の保証期間について、大規模改修時の他の自治体における契約方法について等、質疑応答の後、採決の結果、本案は、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第108号「川口市交通災害共済条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、まず、一般会計からの繰入金額とその内容について問われ、これに対して、平成22年度予算の繰入金は98万4千円であり、その内容は、弔慰見舞金と交通遺児年金であるが、その他に、生活保護世帯等の会費免除分を市が負担する額が682万円あるとのこと。

これに関連して、会費免除者の人数について問われ、これに対して、22年度は、新1年生、約4700人、生活扶助者、約6800人などが免除対象となっているとのことでありました。

このほか、改正後の制度周知方法について、今後の加入率見込みについて等、質疑応答の後、討論へと移行し、交通弱者である小さい子ども

や高齢者にとって、民間の保険では中々対応できない自転車と歩行者の事故などに対応した、非常に良い制度であると認識している。

今回の改正点を前面に出すパンフレットの作製やPRの方法などを研究し、より分かりやすく、市民の弱い部分に目を向ける制度だということをアピールしていただくことを要望し、賛成するとの意見が述べられた後、採決の結果、本案は、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第109号「川口市学童等災害共済条例の一部を改正する条例」を議題といたしましたところ、まず、現在の加入者数と加入率について問われ、これに対して、現在の加入者は、16,987人であり、加入率は、20.14%であるとのこと。

これに関連して、今後の加入率の目標について問われ、これに対して、5%程度の増加を図って参りたいとのことでありました。

このほか、基金の取り崩し額について等、質疑応答の後、採決の結果、本案は、起立者全員で可決と決しました。

次に、議案第117号「公の施設の指定管理者の指定について（川口総合文化センター）」及び議案第118号「公の施設の指定管理者の指定について（川口市立川口駅前市民ホール）」を一括議題といたしましたところ、まず、議案第117号にかかわり、随意指名とした経緯及び理由について問われ、これに対して、市民生活部指定管理者候補者選定専門委員会を3回開催し、協議した結果を、市指定管理者候補者選定及び評価会議にかけ検討した結果、随意指名に決定されたものである。

また、選定理由については、当該団体は9月1日付で公益財団法人の認定を受け、利益追求ではなく公益性を重点においていること、川口総合文化センターが設置されてから20年間、積極的に施設の維持管理に努め、施設の状況等に精通している団体であること及び地域に密着した芸術文化の振興とコミュニティーの促進事業の実績を持つことが主な理由であるとのこと。

さらに、議案第118号にかかわり、公募にあたっての業者選定の基準について問われ、これに対して、施設の維持管理、会場設営及び飲食に関する業務が適正に行えるかという点を判断基準としたとのことでありました。

このほか、公募に参加した業者の数について等、質疑応答の後、討論へと移行し、指定管理者に管理を委託したとしても、川口総合文化セン

ター及び川口市立川口駅前市民ホールは公の施設であり、市民の利便または福祉の向上に寄与する施設として、今後も市が最低限の責任を持ち、市民のために適切な運用がなされることを基本において、管理運営に当たっていただきたい。そのうえで年間の事業報告等を受ける際には、そこで働く職員の労働条件等が守られているか、また市民の福祉向上に寄与する運営がなされているか、特に注意していただくことを要望し賛成する、との意見が述べられたる後、一括採決の結果、両案は起立者全員で可決と決しました。

次に、平成22年度川口市一般会計補正予算のうち、歳入の部、第14款「国庫支出金」第2項「国庫補助金」第4目及び議案第107号「川口市消防法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例」並びに議案第110号「川口市火災予防条例の一部を改正する条例」の3議案をそれぞれ議題といたしましたところ、理事者の説明を了承し、採決の結果、以上3議案はそれぞれ起立者全員で可決と決しました。

以上で報告を終わります。